

## 文書質問答弁書

回 答 日:平成23年8月5日

担当部局:上下水道局

四日市市議会基本条例第16条第1項の規定に基づく小川政人議員の文書質問について同条第3項の規定に基づき、下記のとおり答弁いたします。

### 【質問1】

「樋門が同日開扉されていたとしても、十四川の溢水を回避することはできず、その結果富田地区の溢水被害が発生したものと考えられる。」との裁判所の判断が正しければ、当日十四川の未改修の近鉄橋梁より上流のネック箇所では溢水していないのに、改修済みの JR より下流の樋門付近で溢水したとすれば、樋門を開扉していても、十四川のネック箇所は樋門ということになるが、それで正しいですかお尋ねします。

乙十七号証によると、樋門が同日開扉されていたとしても、午後五時ごろ十四川は溢水すると予測するが、十四川が溢水しても、十四川溢水による富田地区の10センチメートル以上の溢水被害がなくなり、十四川溢水による床下浸水及び床上浸水はなくなり、十四川溢水による床下浸水及び床上浸水は、樋門操作の善管注意違反による人災であることが証明される。なぜ樋門管理の責任者として、十四川溢水による床下浸水及び床上浸水した、家屋の住民にお詫びをしないのかお尋ねします。

「河川計画(河川の計算)については、東海豪雨時でも、未改修のネック箇所を通過できる水量では、樋門を開扉していれば改修済みの JR より上流の樋門付近では溢れない」という計算結果でありませぬので、「うその説明」にあたりませぬ。と答弁するが、

塚田上下水道事業管理者は樋門を開けていれば北星高校あたりがネック点になります。とか一番水が少なく流れる箇所をネック点と言っております。と6月議会で答えている。これは河川計画(河川の計算)による回答ではないですかお尋ねします。

また平成15年12月議会で、塚田上下水道事業管理者(当時都市整備部長)は、十四川は上流にネック箇所では流れる水しか下流には流れていかぬ。と答えている。これも河川計画(河川の計算)による回答ではないですかお尋ねします。

東海豪雨時もネック箇所で流れる水しか流れないので、河川計画（河川の計算）については、東海豪雨時でも未改修のネック箇所を通過できる水量では樋門を開扉していれば改修済みの JR より上流の樋門付近では溢れない」という計算結果でありませぬので、「うその説明」にあたりませぬ。という答弁は嘘ですな、お答えください。

また、塚田都市整備部長時代に、篠原都市整備部長にお願いしてアイオイテックというコンサルに依頼した河川計画（河川の計算）に基づく十四川流量計算でも、ネック箇所を流れる水量では樋門を開扉していれば樋門付近では溢水しないと報告されている。この流量計算は間違いですかお尋ねいたします。

後藤前都市整備長は、水理計算できる職員は、十四川は JR から下流では溢水しないことは判っているのだから都市整備部だけが悪いのではなく上下水道局の職員にも水理計算できる職員がいるのだからその人たちも同罪であると言っている。本人に確認して答えをおしえてください。

いくら水商売をしているからと言っていい加減な答弁をしないでください。

【答弁1】

平成12年9月11日の東海豪雨では市内の各地区で大きな被害が発生しました。被害を受けられた市民の皆様には心からお見舞いを申し上げます。

裁判においては、議員の主張をはじめとして各種の証拠も含めて審理が尽くされ、関係法令に従って判決が下されました。さらに、司法制度のもと最高裁判所まで上告のうえ適正に判決が確定したものです。

確定判決においては、「樋門が同日開扉されていたとしても、十四川の溢水を回避することはできず、その結果、富田地区の溢水被害が発生したものと考えられる」と判断されています。

また、「乙17号証によると、樋門操作の善管注意義務違反による人災であることが証明される」という議員の指摘ですが、確定判決においては、その乙17号証について「各計算の内容及び方式は合理的なものであって、十分に信用できると認められる」としたうえで、「補助参加人の運転管理業務委託契約上の上記善管注意義務違反の事実と、同日豊栄ポンプ場が浸水し、十四川が溢水して、四日市市が本件(ポンプ場の災害復旧費等の)支出を行った事実との間に因果関係を認めることはできない」と判断されています。したがって、謝罪する考えはありません。

次に、ネック箇所のお尋ねであります。これについては、十四川調整池事業上のネック箇所は、北星高校付近と考えております。

次に、議員がアイオイテックに依頼して作成され、裁判所に提出された資料(甲24号証)については10年確率(72.8mm)の降雨量データにより十四川の流

量計算を行ったものと承知しておりますが、この資料の是非については裁判の過程で十分吟味され、適正に判決が下されました。したがって、それに関する是非を言える立場にはありません。

次に、前都市整備部長の発言については、「10年確率の72.8mmの雨では十四川はJRから下流では溢水しない。上下水道局の職員でも水理計算ができる人ならこうしたことはわかる」と言うことであります。

【質問2】

文書質問に答えてください。裁判所の誤審を正すことも国民の務めではないですか、再度お尋ねいたします。

間違えた証拠書類(乙17号証)の十四川縦断面図はネック箇所(北星高校付近)で、多くの水が溢れて川からこぼれ落ちる(約10m<sup>3</sup>/秒)が、そのこぼれ落ちた水をこぼれないと計算して、最高水位になる午後5時ごろ溢水するものと予測されるとしているが、当然こぼれおちた水量を差し引けば、午後5時ごろも溢れない。このことは日本上下水道設計株式会社(乙17号証の作成者)の技術者も、私の追及で認め本市の都市整備部河川排水課や、上下水道局の施設課(乙17号証の作成依頼者)も認めていながら、正しい縦断面図に作り直さないのはなぜかお尋ねします。

製作者が間違えたなら料金は掛からないはずだが、それとも裁判所を騙す為にうその縦断面図を作成依頼したのかお尋ねします。

質問に的確にお答えください。

【答弁2】

この質問については、平成23年7月22日付け四水施第54号の文書質問答弁書にて答弁しておりますが、再度お答えいたします。

裁判においては、議員の主張をはじめとして各種の証拠も含めて審理が尽くされ、関係法令に従って判決が下されました。さらに、司法制度のもと最高裁判所まで上告のうえ適正に判決が確定したものです。

確定判決においては、「樋門が同日開扉されていたとしても、十四川の溢水を回避することはできず、その結果、富田地区の溢水被害が発生したものと考えられる。」と判断されています。

併せて、市としても正しいと判断して提出した証拠書類(乙17号証)についても、「日本上下水道設計株式会社による乙16号証、乙17号証の各計算の内容及び方式は合理的なもので十分に信用できると認められる。」と判断されています。

この裁判は、原告、被告の双方が意見を十分主張し、これに基づいて裁判所が関係法令にしたがって適正に判断されたものであり、再度、縦断面図を作成

する理由はないものと理解しています。

【質問3】

裁判では十四川溢水による住民被害の損害については争っていないが、問1で述べたように樋門操作の善管注意義務違反によって床下浸水・床上浸水が起きたことは立証されている。住民の被害状況を調査するのが当然だと思います。これも質問に的確にお答えください。

東海豪雨当日、十四川流域の降雨は、十四川のネック箇所でも溢水しない程度の雨しか降ってない。塚田上下水道事業管理者（当時都市整備部長）は平成15年12月議会で、十四川が四日市高校付近で漏れなかったのは十四川流域では北消防署で降ったような雨は、降っていないと推測すると答えている。裁判所の判断するような、通常予想外の猛烈な雨が降っても、ネック箇所を通過できる水量は変わらないので、JRより下流では溢水するような水は流れていかないの自然では溢れない。塚田上下水道事業管理者も本年3月の議会で「当日は樋門が閉まっていた。ですから溢れた。」と答弁しているまた6月議会で「樋門が開いていれば北星高校あたりがネック点になる」とも答えている。裁判所の判断が間違えていると言っているのとおなじことだと思いますが、違いますかお答えください。

裁判所はなぜポンプが故障したのか説明していないのに、ポンプの復旧費用の請求を却下したのは違法な判決であると思いますがお答えください。

裁判所は「十四川が溢水して、四日市市が本件支出を行った事実との因果関係を認めることができない」と判断したが先にも述べたように樋門操作の善管注意義務違反がなければ、十四川溢水による住民の床下浸水・床上浸水がなくなることが立証されており、このことは裁判では争点になっていないので、判断されていない。住民被害については因果関係の判断をしていないので、被害状況調査を行わないというのは間違いである。行政の善管注意義務違反で水害被害をもたらしたことが、行政が作成し、今の時点では裁判所も正しいと認める証拠書類（乙16・17号証）で明らかであり、被害状況を調査して市民に説明するのが、行政の務めだと思いますがお答えください。

質問に対して的確にお答えください。

【答弁3】

平成12年9月11日の東海豪雨では、市内の各地区において大きな被害が発生し、その被害状況については既に調査させていただいています。

そのうえで、判決では「善管注意義務違反の事実と、同日豊栄ポンプ場が浸水し、十四川が溢水して、四日市市が本件支出を行なった事実との間に因果関

係を認めることはできない。」と判断されており、因果関係がないものについて市として、改めて質問 1 で述べられている乙 17 号証（浸水シミュレーション）を根拠とした内水氾濫による被害と十四川の溢水による被害とに分けての状況調査をすることはできません。

議員が、裁判所へ証拠書類（甲 17 号証）として提出された平成 15 年 12 月議会の本会議議事録で、当時の都市整備部長は「ネック箇所を流れる水の量しかポンプ場の方へは流れていかない」と答弁していますが、これについても十四川に関する一般的認識を示したもので、裁判所は、こうした証拠書類を十分吟味して判決に至っているものと理解しております。

また、裁判所は、ポンプが故障した説明がないのに、ポンプの復旧費用の請求を却下したのは違法な判決であるということについては、この判決は司法制度のもと最高裁判所まで上告のうえ適正に判決が確定したものです。

なお、東海豪雨に関する富田地区への説明については、これまでに何度も実施しております。